

# 社団法人岡山県建築士会平成21・22年度活動方針

本会の目的「会員の協力によって、建築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図り、建築文化の進展に寄与すること」を達成するため、特に平成21年度を中心として、次の取り組み基本方針の基に、会員・役員が一体となって各種事業等を実施することにより、会員自らが愛するとともに、地域社会に対し誇れるような会となるよう努力することとする。また、平成22年度については、平成21年度の取り組み結果の状況により、方針を見直すこととする。(平成21年度事業計画は別添参照)

## □取り組み基本方針

### 1 課題への取り組み

#### (1) 財政維持

近年の厳しい社会経済状況の影響等により、会員数が減少傾向にあることによる会費収入の減を主要原因として、今日の会の財政運営に困難を来しているところである。

そのため、役員及び各会員一人一人が身近なところで、未加入建築士に積極的に加入を働きかけるなど会員増強を推進することで、会員数の減少傾向に歯止めをかけることに努めることとする。

さらには、全ての事務事業について、会員一人一人が効率的で効果的な実施に努め経費縮減を図ることをあわせて、現在の財政状況を維持することに努めることとする。

#### (2) 会員サービス

会員にとってより魅力ある会とするため、法制度等の改正や新技術等に関すること、さらには会員が強く希望するメニュー等の各種講習・研修会を積極的に実施する。

また、会員が協力して活動できる環境づくりのため、会員相互の親睦を深めることができるような交流会や、各種会議等の機会を利用した懇親会の開催等を積極的に行うよう会員が協力することとする。

さらに、会報誌については、県下に広く分布する会員が気軽に参加出来、また、各種情報の積極的な提供等で会員参加型の愛される会報誌となるよう作成に配慮することとする。

これら会員サービスの向上には、特に本部事務局が中心となって平素から会員ニーズの把握に努めることとする。

#### (3) 新制度への対応

改正建築士法の施行に伴い、建築士の資質・能力の向上のための定期講習の受講の義務付け、構造及び設備設計の適正化のための構造設計・設備設計一級建築士制度の創設や、業務報酬基準の改定等がなされ実施されているところであり、これら新制度運用への的確な対応と普及に、会が中心となって全ての建築士に働きかけていくこととする。

#### (4) 公益法人改革対応

新公益法人法の施行により、新たな法人化への選択対応を行う必要があるが、会として制度等の把握に努めるとともに、中央や他県等の動向を見ながら対応を検討することとする。

## 2 発展への取り組み

### (1) 会員活動の活性化

会員が魅力を感じて積極的に参加し、活発に活動する会となるよう、多様な「集い」を奨励し会員相互の情報交換を盛んにする。

また、各支部、青年部会、女性部会、地域づくりフォーラム21部会及び各委員会のそれぞれの活動内容を考慮して、可能な場合は適宜協力・連携してそれぞれの活動を効果的に実施するよう努めることとする。

さらには、異業種・異団体との交流を積極的に進めて、士会活動のPRに努めるとともに、建築士の業務領域の拡大に努めることとする。

### (2) 事業の拡大

特に、会員の資質の向上に寄与する、継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進を図ることや、建築士資格の取得等人材育成に資する事業等について、実施状況と効果を検証しながら適切に拡大実施していくこととする。

### (3) 社会貢献

建築士が、各地域におけるまちづくりの推進や地域経済の活性化に貢献するような地域貢献活動を積極的に支援するとともに、地域の良好な景観形成のために貢献する団体としての景観整備機構の活動を、関係団体や行政機関等と連携して積極的に展開する。

### (4) 改革の実行

慎重かつ十分な議論を尽くしながら、会の健全な発展を目指して上記の取り組み等を着実に実行することとする。

そのために必要となる組織的改革(地域貢献活動センター等)や財政的改革を行うための諸規定の見直しについて、総務・企画委員会が中心となって行うこととする。

## □執行体制運営方針

上記の取り組み方針を実行できる体制づくりと運営の方針として、以下のとおりとする。

### 1 役員等(副会長、専務理事、常務理事、監事)の任務

#### (1) 会長(4月27日理事会での黒住前会長弁を基に)

- ・岡山建築界の中心的存在として、見識・信頼・統率力、責任感を持つ。
- ・会の内情を十分に理解し、財務や経理の状況について掌握し、運営責任と判断を行う。
- ・年間の諸行事と実務を十分にこなす。
- ・県・市が法に基づいて行う審査会等で適正な判断と意見を言う。
- ・適正に課題処理を行い、会員の増強に力を入れられる。
- ・士会行事に積極的に出席し、会を盛り立てる。

#### (2) 副会長

- ・実質は会長と同等の立場と認識し、必要に応じて積極的に職務代行する。
- ・建設業界、設計監理業界、官公庁・教育界の三分野からの代表として行動する。

#### (3) 専務理事

- ・会の運営全体の事情を考慮しながら、事務事業の執行を責任を持って行う。

#### (4) 常務理事

- ・取り組み方針の実行担当者として、理事・委員等を指導する。
- ・積極的に会長・副会長を補佐する。

#### (5) 監事

- ・財務状況について厳正なチェックを行う。

## 2 会議等

- (1) 常務理事会
  - ・年4回を目処に定期的に開催する。
- (2) 常設委員会委員
  - ・取り組み方針の実施担当組織として、担当常務理事と一体となって会長・副会長を補佐する。
- (3) 各部会
  - ・取り組み方針の実施協力組織として、会の発展に貢献する。
- (4) 諮問会議
  - ・必要に応じて前会長等に出席を求め各種意見を聴取する。
- (5) 各種「集い」
  - ・「集い情報連絡シート（仮称）」で事務局（広報・情報委員会）に情報提供する。

《参 考》

【常設委員会】（士会細則第19条より）

- 1 本会の事業を分担し、その実施と推進を図るため、本会に常設委員会を置く。  
なお、特に必要があると認めるときは、常任理事会の議を経て特別委員会を設けることができる。
- 2 常設委員会の種別並びに業務分担事項は、次に掲げるところによる。
  - (1) 総務・企画委員会  
会の財務会計並びに事務局の運営に関すること、および他の分担に属さないこと。
  - (2) 法制委員会  
関係法規の調査、研究、提案等に関すること。
  - (3) 教育・事業委員会  
講演会・講習会等事業の計画、立案及び実施に関すること。会員作品の表彰及び懸賞設計競技に関すること。
  - (4) 情報・広報委員会  
行政並びに建築全般に対する情報収集とその発信に関すること。会報誌の編集発行に関すること。
  - (5) 地域貢献活動センター小委員会  
建築士会会員が参画する県内の地域貢献活動を支援し、地域社会の発展に寄与するため、広報・募金活動及び助成対象事業に対する決定に関すること。
  - (6) CPD制度専攻建築士制度特別委員会  
建築士会継続能力開発に関する事項及び専攻建築士専攻領域・専門分野の表示認定に関する事項。
  - (7) 景観整備機構特別委員会  
良好な景観の形成に関する業務を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行う。

【青年部会】（青年部会規程第2条より）

（目的）この部会は本会の目的にもとづいて会員相互の技術の向上と親睦をはかり社会とのつながりを深め、会の発展に寄与することを目的とする。

【女性部会】（女性部会規程第2条より）

（目的）この部会は、本会の目的にもとづいて会員相互の親睦と知識・技術の向上につとめ、地域社会との連携を深めて、女性建築士の社会的地位の向上をはかり、会の発展に寄与することを目的とする。

【地域づくりフォーラム21部会】（地域づくりフォーラム21部会規程第2条より）

（目的）この部会は、部会員の協力により地域づくりについて総合的に調査研究を行い、啓蒙、提案等の実践的な活動を通して時代を先導するにふさわしい建築士の業務の進歩改善を図り、もって地域文化の向上に寄与すること目的とする。

【常任理事会】（常任理事会内規より）

（構成）この会は会長、副会長及び専務理事、常務理事をもって構成する。

（決議事項）（1）理事会に提出すべき議案（2）事務局主要人事に関する件（3）岡山県及び他の特定行政庁ならびに日本建築士会連合会に対する渉外関係の主要事項（4）緊急を要する事項にして理事会等に諮る時間のない事項（5）毎月の経理状況（6）その他会長が特に必要と認めた事項